弁護士 片岡 武

家族法の基礎(後見事務と相続)

0 相続の意義

(財産承継の方法)

(後見人が相続に関与する場面)

第1 法定相続

第2 遺産分割(制度の概要)

第3 遺言相続

第4 後見人が法定相続・遺言に関与する場

合における留意点

Ο 相続の意義

1 意義

相続とは、**個人の死亡を原因として財産上の地位を承継させる**ことである。 相続される人のことを**被相続人**といい、相続する人を**相続人**という。

2 財産承継の方法

相続人が被相続人の財産を相続によって承継する方法には2つある。

第1は、被相続人が相続の仕方について遺言という形で意思を表示している 場合(**遺言相続**)であり、

第2に、遺言がなく、民法が定めたルールに従って相続される場合(**法定相 続**)である。

3 遺言相続と法定相続の関係

現行法は、権利義務の承継に関して**遺言を優先**し、遺言がない場合に法定相続になる。

4 遺言と遺産分割協議の要否の関係

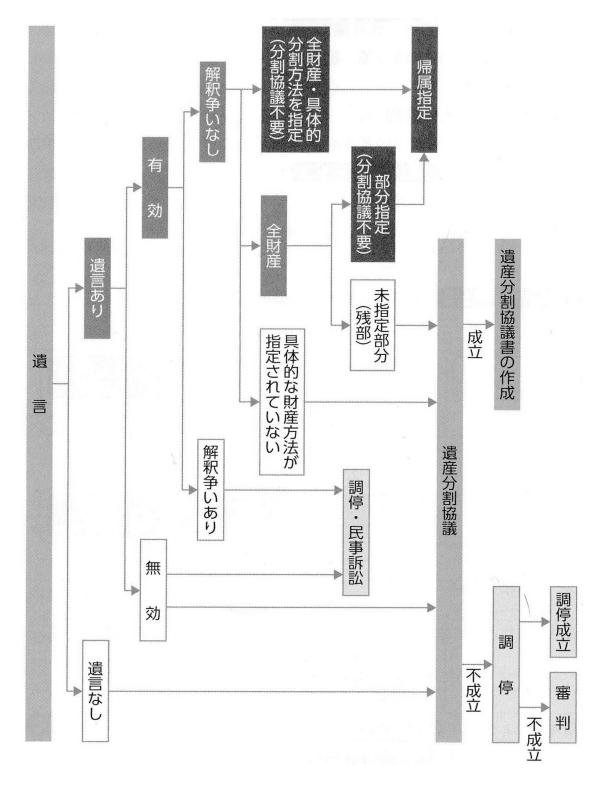
遺言がない又は遺言に効力がない場合には、**法定相続の基本ルール**が適用され、未分割の遺産を相続人間でどのように分割するのかという遺産分割が問題となる。

5 残部未指定がある場合

特定遺贈・特定財産承継遺言の目的となった財産(物件)は、遺産分割の余地はないが、その他に遺産が存在するときは残余遺産について遺産分割が行われることになる。

→ ★ 【遺言と遺産分割協議との関係】

(「令和版 実践遺言作成ガイド」日本加除出版3頁引用)



6 後見人が相続に関与する場面

(1) 被後見人の死亡

被後見人が死亡した場合、**後見人の任務は終了**する。しかし、任務終了に伴って行わなければならない事務がある。

- ア 家庭裁判所に対する死亡報告
- イ 終了登記の申請
- ウ 相続人に対する管理計算

(2) 被後見人の配偶者、親族、第三者等の死亡により遺産を取得する場合

ア 被後見人が被相続人の遺産を遺産分割により取得する場合

イ 被後見人が被相続人の遺産を遺言により取得する場合

第1 法定相続

1 法定相続の基本ルール

- (1) 相続がいつ開始するのか(相続の開始要件)
- (2) 誰が相続するのか (相続人)
- (3) どれだけ相続するのか(相続分)
- (4) 何を相続するのか(相続財産)
- (5) 未分割の遺産を相続人間でどのように分割するのか(遺産分割)

2 相続の開始原因

相続は、被相続人の死亡によって開始する(民882条)。

3 相続開始の要件

(1) **原則(被相続人と相続人の「同時存在の原則」)** 相続人は、被相続人死亡時に権利主体として存在していることを要する。

(2) 例外

ア 胎児の出生擬制 (民886条)

胎児をすでに生まれたものとみなす。

イ 代襲相続

相続権を失った者の相続分を承継する。

※ 相続の放棄による相続権の喪失は、代襲原因ではない(代襲不可)。

(設問)

K1・K2は、代襲することができるか。

ウ 再代襲

代襲者に代襲原因があるときは、代襲者の子が代襲者を代襲して相続する(再代襲相続、民887条3項)。

※ 兄弟姉妹については、再代襲相続はできない。

4 相続人の種類

(1) 血族相続人

ア 意義

イ 順位

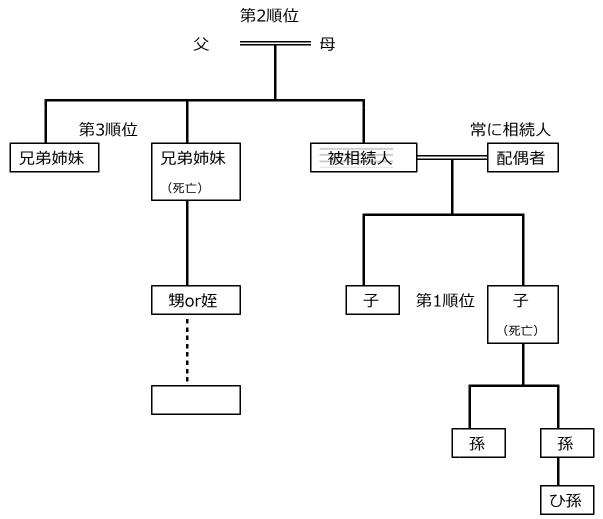
- ① 第1順位の相続人は、子である(民887条1項)。
- ② 第2順位の相続人は、直系尊属である(民889条1項1号)。
- ③ 第3順位の相続人は、兄弟姉妹である(民889条1項2号)。

(2) 配偶者相続人

配偶者相続人は常に相続人となる(民890条)。

※ 配偶者は、**法律上の配偶者**でなければならない。内縁配偶者は、特別縁 故者として財産分与を受けるにとどまる(民958条の3)。

【相続人】



5 相続資格の具体的確定

(1) 相続欠格(民891条)

民法所定の欠格事由に該当すれば、当然に相続資格喪失という効果が生じる。…遺言書の隠匿・破棄等

(2) 相続人の廃除

遺留分を有する推定相続人(配偶者、子、直系尊属)に対する被相続人の

意思に基づく相続資格剥奪制度(民892条)

廃除原因として、虐待、侮辱、著しい非行の3類型がある。

③ 相続の放棄と承認(民915条)の選択

民法は、相続をするか否かにつき相続人に選択の余地を認め、一定の期間 (熟慮期間)を区切り、単純承認、限定承認、相続放棄という3つの選択肢 を認めている。

ア 単純承認

相続の効果を確定的に帰属させる相続人の意思表示である。

イ 限定承認

相続財産の限度でのみ被相続人の債務・遺贈を弁済すべきことを留保して相続を承認する旨の相続人の意思表示である。

ウ 相続放棄

相続の効果を確定的に消滅させる相続人の意思表示である。相続の放棄をした者は、その相続に関しては、はじめから相続人にならなかったものとみなす(民939条)。

- エ 熟慮期間(自己のために相続の開始があったことを知った時から3か
 - 月)の起算点
 - ① 被相続人が死亡した事実
 - ② 自己がこの者の相続人である事実 を知った時

6 相続分の確定(法定相続分)

被相続人は、遺言で相続分を指定することができる。また、遺言で相続分の 指定を第三者に委託させることができる(民902条1項)が、**被相続人による相続分の指定がない場合には、民法の定める相続分が適用される**(民900 条)。

(1) 配偶者の相続分

昭和55年の民法改正で相続分が拡張された。昭和56年1月1日以降に 開始された相続について適用される。

	配偶者の相続分		針の相続分
	相続人	昭和22年改正	昭和55年改正
1	子と配偶者	3分の1	2分の1
2 直系尊属と配偶者		2分の1	3分の2
3	兄弟姉妹と配偶者	3分の2	4分の3

(2) 子の相続分

子が数人であれば**同順位**で、かつ、**均等**の相続分を有するのが原則である (民900条4号本文)。

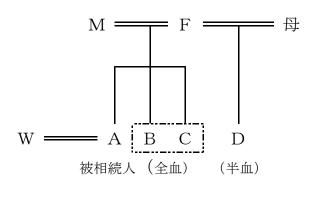
(3) 婚外子の相続分

4) 兄弟姉妹

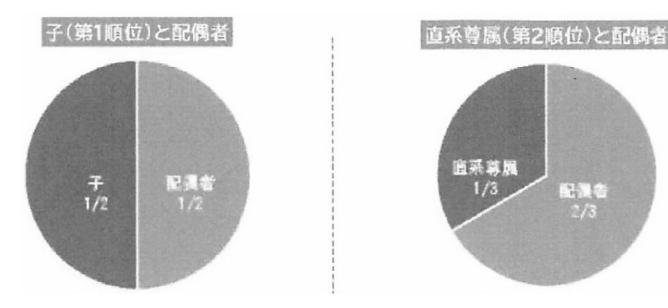
半血兄弟姉妹と全血兄弟姉妹とがいる場合には、半血兄弟姉妹の法定相続 分は、全血兄弟姉妹の半分である(民900条4号ただし書)。

(設問)

被相続人Aには、妻Wがいるが、子はいない。両親M・Fも既に亡くなっている。Aには兄弟B・C・Dがいるところ、このうちB・CはAと両親を同じくするが(全血兄弟姉妹)、DはAと母親を異にする(半血兄弟姉妹)。Aは、平成26年6月15日に死亡した。各相続分はどうなるか。



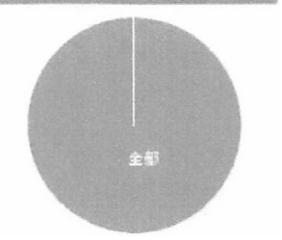
【法定相続分】



兄弟姉妹(第3順位)と配偶者



配偶者・子・直系尊属・兄弟姉妹のみ



7 法定相続分の変動

(1) 相続分の放棄

ア 意義

相続人は、相続開始後に、一方的意思表示により、自己の相続分(包括的 一体としての相続財産に対する持分)を放棄することができる。相続人とし ての地位を維持したままで、自己の相続分のみを放棄するものである。

イー効果

- ① 相続分の放棄は、自己の相続分を放棄するものであり、**遺産を取得しない**ことになる。他方、相続分の放棄により他の相続人の相続分が変動する。放棄された相続分は「残された相続人の相続分率」に応じて配分される。
- ② 相続分の放棄は、相続人としての地位を失うことはなく、**相続債務に** ついての負担義務を免れない。

(設問)

被相続人Aの相続人は、妻Wと長男B及び長女Cである。

- 1 長女Cが相続放棄をした場合
- 2 長女Cが相続分の放棄をした場合

妻Wと長男Bの相続分はどのように変動するか。

(2) 相続分の譲渡

相続人の一人又は数人が遺産全体に対する共同相続人の有する包括的持分 (又は法律上の地位)を譲渡することである。 相続分の譲渡がなされた場合、譲受人は譲渡人が遺産の上に有する持分割合をそのまま承継取得し、遺産分割を請求する権利も取得する。

8 相続財産の包括承継

(1) 「相続による承継」の意味

相続が開始すると、被相続人の財産に属した一切の権利義務は、原則として、すべて相続人が承継するが(包括承継、民896条)、「一切の権利義務」とは、個別の動産・不動産などの権利、債権・債務、財産法上の法律関係ないし法的地位、例えば、申込みを受けた地位、売主として担保責任を負う地位、善意者・悪意者の地位なども含まれる

(2) 相続財産に属さない財産・権利

被相続人の財産の中には、**相続人に承継されないもの**もある(帰属上の一 身専属権、民896条ただし書)。

ア 明文の規定があるもの

代理権(民111条1項)、使用貸借における借主の地位(民599 条)、雇用契約上の地位(民625条)、組合員の地位(民679条)。

イ 明文の規定はないが、異論のないもの

扶養請求権、財産分与請求権、生活保護法に基づく保護受給権。

③ 相続財産に属する権利か、受取人固有の権利かが問題となるもの

ア 生命保険金請求権

イ 死亡退職金

(4) 祖先祭具等の承継

祖先祭具等の所有権は、祖先の祭祀の主宰者に帰属する(民897条)。祭祀の主宰者は、

第1に、被相続人の指定により、

第2に、慣習により、

第3に、家庭裁判所の審判により定まる。

(祭祀承継の考え方の変容)

祭祀承継は、**直系の系譜的先祖の祭祀から故人を追慕する近親の個人的な 祭祀に変化**してきている。

(5) 遺骨

慣習上の祭祀主宰者に帰属する(最三小判平成元年7月18日家月41巻 10号128頁)。

- 9 遺産の調査
 - (1) 弁護士会照会制度

- (2) 調査の嘱託
- (3) 文書提出命令
- (4) 資料の開示
- (5) 貸金庫の開扉
- (6) 遺産の物件ごとの調査方法
 - → ★ 【財産のリストアップ】

Q1 不動産はありますか?	☑ 登記事項証明書、公図 ☑ 固定資産評価証明書、名寄帳	☑ 最寄りの法務局☑ 不動産所在地の市区町村役場の固定資産税担当係等
Q2 預貯金はありますか?	☑ 預貯金残高証明書	☑ 貯金先銀行などの金融機関
Q3 有価証券等はありますか?	☑ 株式の内容を示す文書☑ 投資信託の内容を示す文書☑ 保険の内容を示す文書☑ 出資金等の内容を示す文書	☑ 証券会社 ☑ 保険会社 ☑ 金融機関等
Q4 事業用財産はありますか?	☑決算書類	☑公認会計士、税理士
Q4 事業用財産はありますか? Q5 会員権はありますか?	☑決算書類	☑ 公認会計士、税理士 ☑ 契約先の会社

第2 遺産分割

- 1 意義
- 2 遺産分割紛争の解決方法
 - (1) 調停

未分割遺産につき当事者の合意に基づく自主的かつ円満な解決を支援する 制度

(設問)

後見人が遺産分割調停の申立てをするべき場合とはどのような場合か。

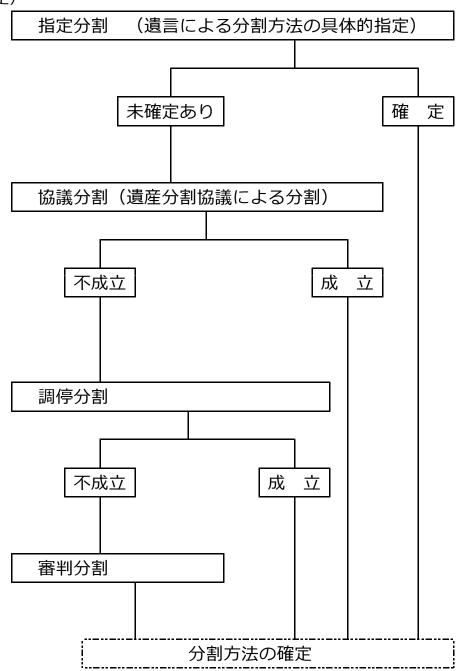
(参考)

後見人が法定代理人として申立てをする場合は、当事者欄の記載は、次のようになる。

成年被後見人 ○○○○ 法定代理人成年後見人 ○○○○と記載する。

- (2) 審判
- (3) 調停に代わる審判
- (4) 「遺産分割後の紛争調整」ないし「親族間の紛争調整」

(分割方法の確定)



- 3 遺産分割調停事件の傾向
 - (1) 当事者の高齢化
 - (2) 付随問題、前提問題による紛争拡大
 - (3) 遺産分割紛争に内在する感情的対立
- 4 遺産分割手続の手順
 - → ★ 【遺産分割調停の進め方 段階的進行モデル】

ケース研究 347号

遺産分割調停の進め方

(1) 相続人の範囲

誰が相続人かを確認します。

食夢

(2) 量質の無限

原則として、被相続人が亡くなった時点で所有していて、現在も存在する ものが、遺産分割の対象となる遺産であり、その範囲を確定します。

食夢

(3) 遺産の評価

遺産分割の対象となる遺産のうち、不動産等 の評価額を確認します。 合意できない

鑑定が必要

4) 各相続人の取得額

②で確認し、③で評価した遺産について、法定相続分に基づいて各相続人の取得額が決まります。ただし、法律の条件を満たす特別受益や寄与分が認められる場合には、それらを考慮して各相続人の取得額を修正します。

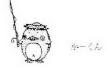
遺産の分割方法

④の取得額に基づいて、各相続人に分割します。

遺産の分割方法には、現物分割、代償分割、換価分割などがあります。

合意

調停成立



5 分割する遺産

(1) 意義

分割する遺産とは、①相続時に存在し、かつ、②分割時に存在する、③未 分割の積極遺産をいう。

→ ★ 【遺産の範囲のイメージ図】

遺産分割調停・審判で「遺産」として扱われるものはどのようなものですか? 遺産分割調停・審判での「遺産」とは

亡くなられた方(被相続人)が所有していたプラスの財産

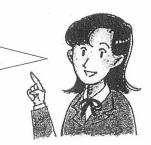
かつ

2 亡くなられた時(相続開始時)に存在していたプラスの財産

かつ

現在も存在しているプラスの財産

重要なポイントは、3の「現在も存在しているプラスの」財産ということです。例えば、相続開始時に存在していたものであっても、遺産分割調停・審判の時点で無くなってしまった財産は、遺産分割において「遺産」とすることはできません。



1

- (2) 相続人の一人が被相続人の亡くなる直前に被相続人名義の預貯金を引き出した場合(使途不明金)の処理
- 6 前提問題と付随問題の処理
 - (1) 前提問題

3

ア 意義

遺産分割手続の進行に当たり、分割方法を定める前に解決しておかなければならない問題である。

- イ 相続人の範囲についての争い
- ウ 遺言書の効力についての争い
- エ 遺言の解釈についての争い
- オ 遺産分割協議(書)の効力についての争い
 - ① 遺産分割協議が有効に成立している場合
 - ② 審判中に遺産分割協議書が出てきた場合
 - ③ 遺産分割協議(書)の効力に争いがある場合
- カ 遺産の帰属についての争い

相続人間において遺産の範囲を確定する必要がある。相続人間において

遺産の範囲を確定できない場合は、訴訟により確定することになる。

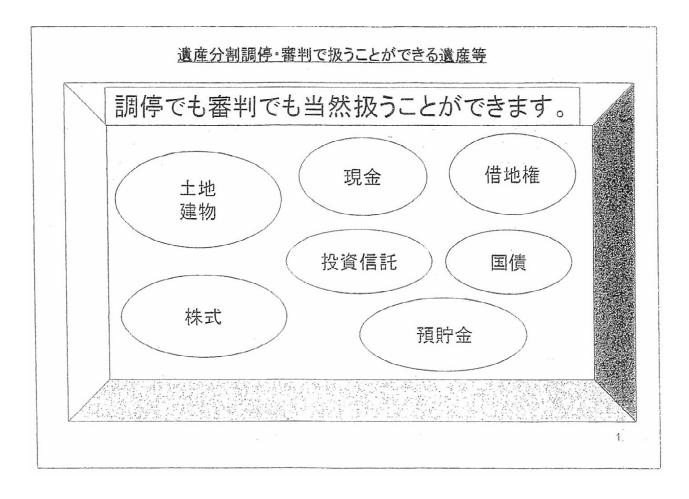
- キ 前提問題についての基本的な対応
- (2) 付随問題
 - ア 意義
 - イ 付随問題の例
 - ウ 付随問題についての基本的な対応

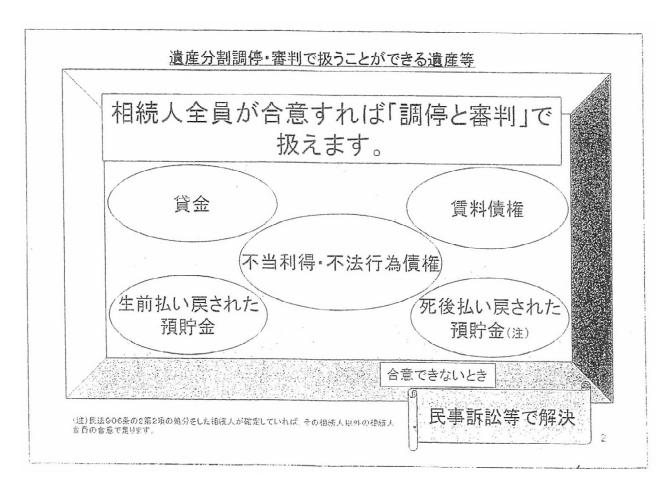
7 遺産分割の対象財産性

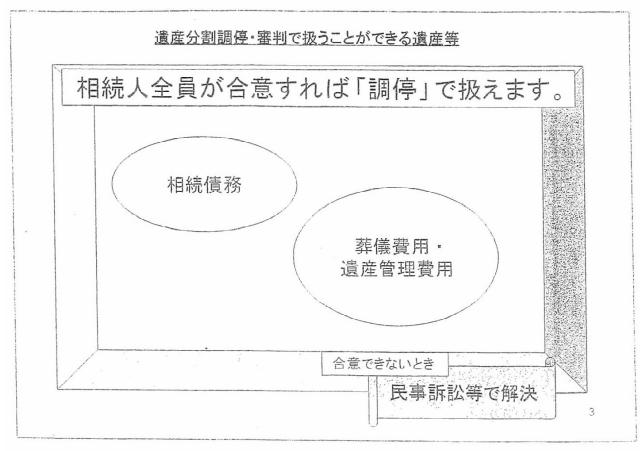
なる財産の範囲とは一致しない。

相続の対象となる遺産がすべて遺産分割の対象となるわけではない。遺産共有の法的性質及び遺産分割の性格や機能等にかんがみて、遺産(被相続人が死亡時に有していた財産)のうち遺産分割の対象から除かれるものがある。例えば、預貯金以外の可分債権(不法行為に基づく損害賠償請求権、不当利得返還請求権、売買代金支払請求権等)、金銭債務が除外されるのが、その例である。他方、遺産ではないが、遺産分割の対象としてよいかどうかが問題となるもの、例えば、代償財産、遺産から生じた果実及び収益、祭祀財産、遺骨、葬式費用、遺産の管理費用などがある。このように遺産の範囲と遺産分割の対象と

→ ★ 【遺産分割調停・審判で扱うことができる遺産等】







8 評価

- (1) 意義
- (2) 視点
- (3) 評価を必要とする場合
- (4) 原則として評価が不要な場合
- (5) 評価の時点
- (6) 不動産評価の公的基準
 - ア 固定資産税評価額
 - イ 公示価格
 - ウ 相続税評価額(いわゆる路線価格)
- (7) 遺産評価の方法
- (8) 株式の評価
 - ア 上場株式
 - イ 非上場株式
- (9) 動産の評価
- 9 具体的相続分の確定 (★法定相続分の修正)
 - (1) 具体的相続分の意義
 - (2) 特別受益

ア 意義及び趣旨

相続人の中で被相続人から被相続人の生前に贈与を受け又は遺贈を受けた者があるときに、それを考慮しないで相続分を計算すると、当該相続人は二重の利得をすることになり不公平となるため、遺産の計算上は、被相続人が相続開始時に有していた財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし(持戻し)、遺産分割をすることになる(民903条)。

イ 種類

- ① 遺贈
- ② 婚姻又は養子縁組のための贈与
- ③ 学資
- ① その他の生計の資本としての贈与

(設問)

「生計の資本としての贈与」があったというためには、どのような事実が必要か。

- ウ みなし相続財産
- エ 持戻し免除の意思表示
- オ 超過受益の取扱い
- (3) 寄与分(★法定相続分の修正)

ア 意義及び趣旨

ある相続人が被相続人の財産の維持又は増加に通常期待される程度を超える貢献をした場合に、同相続人の実質的公平を図るために設けられた制度である(民904条の2)。

イ 要件

- ① 寄与行為の存在 相続人自らの寄与があること
- ② 当該寄与行為が特別の寄与であること
- ③ 被相続人の遺産が維持又は増加したこと
- ④ 寄与行為と被相続人の遺産の維持又は増加との間に因果関係があること

ウ類型

① 家業従事型

被相続人の事業に関し労務を提供(民904条の2第1項)する場合

② 金銭出資型

被相続人の事業に関して財産上の給付をする場合又は被相続人に対し、 財産上の利益を給付する場合

③ 療養看護型

相続人が、病気療養中の被相続人の療養看護に従事したという場合

④ 扶養型

相続人が、被相続人を扶養し、被相続人が出費を免れたため財産が維持された場合

⑤ 財産管理型

被相続人の財産を管理することによって財産の維持形成に寄与した場合

エ 寄与行為の時期

相続開始時までである。

オ みなし相続財産

相続開始時に有していた積極財産(債務を控除しないもの)の額から決定された寄与分の価額を控除する。

- (4) 具体的相続分の主張制限(相続開始の時から10年が経過した後)
 - ★令和3年法律第24号による民法等の一部改正

令和3年改正は、期間経過後の遺産の分割における相続分(主張制限)、一定期間経過後の調停・審判の申立ての取下げの制限、相続財産に属する共有物の分割に関する制限、遺産の分割の禁止について新たな規律を設けた(民904条の3)。その一定期間としては、「相続開始の時から10年を経過したとき」が基準となっている。

- 10 分割方法
 - (1) 類型
 - (2) 方法の選択基準
 - ★ 【遺産の分割方法のフローチャート】

ケース研究 347 号

遺産の分割方法のフローチャート

以下の4つの分割方法を上から順番に検討していきます。

現 物 分 割 1 遺産そのものを分ける分け方 相続人の、一人又は数人が遺産を取得し、現物を **代量**分 取得した相続人がその他の相続人にお金(代償金) (2) 픸 を支払う方法 遺産を競売の方法により売却して、その代金を 娅 **删** 分 ē 分割する方法 遺産の全部又は一部を複数の相続人が共有で取得 する方法

11 事例検討

【事例】

被相続人Aは、平成25年4月30日に死亡し、相続が開始した。その相続人は、長女B(東京)と長男C(大阪)であり、法定相続分は各2分の1である。

遺産は、東京都豊島区所在の土地建物(Bは被相続人Aと同居していたが、相続開始後は1人で居住している。)、株式(評価額500万円)、現金300万円(B保管)、預貯金(相続開始時残高合計200万円)である。

Cは、遺産分割の協議を申し入れたが、Bがこれに応じないので、Bを相手方として 遺産分割の調停を申し立てた(民法907条2項)。

【設問】

以下の(1)ないし(6)の各事由がある場合における問題点を検討してみましょう。

(1) 遺言

Bは、被相続人Aの自筆証書遺言(「遺産は全部Bに相続させる」)を提出して、未分割の遺産はないと主張した。

(2) 遺産の範囲(使途不明金)

遺産である預貯金は、Bが保管していたが、相続開始前の2か月のうちに合計1000万円が払い戻されていた。Cは、Bに対し、その使途を明らかにするよう求めている。

(3) 遺産の評価

不動産の評価に争いがあり、評価額の合意が得られない。

(4) 特別受益

Cは、平成19年3月1日、被相続人Aから、マンションの購入資金として100万円の贈与を受けていた。

(5) 寄与分

Bは、平成20年4月から5年間、被相続人Aの介護を献身的に行ったので、これを療養看護型の寄与分(300万円)として認めてもらいたいと主張する。

(6) 分割方法

Bは、不動産の代償取得を希望するが、Cは、不動産を売却してその売却代金を 1/2ずつ分配することを希望する。

第3 遺言相続

- 1 遺言相続の基本ルール
 - (1) 誰が遺言できるのか(**遺言能力**)

- (2) 遺言とはどのようなことを定めるものか(遺言事項)
- (3) 遺言にはどのような効力があるのか(遺言の効力)
- (4) 遺言の内容をどのように実現させるのか(遺言の執行)
- (5) 被相続人の財産処分の自由と相続人の保護の調和をどのように図るのか (遺留分侵害額請求)

2 遺言の意義

(1) 意義

自分の死後に一定の効果が発生することを意図した個人の最終意思が一定の方式のもとで表示されたものである。

(2) 遺言の特徴 (要式行為)

遺言による意思表示は、成立要件として一定の方式が要求される。

3 遺言事項

(1) 遺言事項法定の趣旨

「遺言の内容が利害関係人や社会公共の利益に影響を与えることは少なくない。そこで、民法は、遺言の明確性を確保するとともに、後日の紛争を予防するため、遺言をすることができる事項を限定した。」(潮見・詳解相続法第2版360頁)。

(2) 遺言事項

→ ★ 【遺言事項と執行の要否】

執行を要する遺言事項	身分上の事項	遺言による認知(民781条 2 項,戸籍64条)
	相続に関する 事項	遺言による推定相続人の廃除及びその取消し(民893,894条2項) 特定財産承継遺言(民1014条2項) 相続分の指定及び指定の委託(民902条) 遺産分割方法の指定及び指定の委託(民908条) 遺産分割の禁止(民908条) 特別受益の持戻し免除(民903条3項)
	遺産の処分に 関する事項	遺贈(民964条) 遺言による信託の設定(信託2条2項2号,3条2号)
	その他の事項	祭祀承継者の指定に伴う祭具・墳墓の承継(民897条1項) 一般財団法人設立のための寄付行為(一般法人152条 2項、157条、158条2項) 保険金受取人の変更(保険44条1項、73条1項)
執行を必要としない事項	身分上の事項	未成年後見人及び未成年後見監督人の指定(民839条 1 項,848条)
	相続に関する 事項	共同相続人間の担保責任の指定(民914条)
	遺産の処分に 関する事項	遺留分侵害額請求における数個の遺贈等の負担割合の指 定(民1047条1項2号)
	遺言の執行に 関する事項	遺言執行者の指定及び指定の委託(民1006条1項)
	その他の事項	無償譲与財産を親権者に管理させない意思表示及び管理者の指定(民830条1項) 著作物の実名登録の申請をなすべき者の指定(著作75条2項) 遺言の撤回(民1022条) 相続欠格の宥恕 遺言による債務免除 葬送(埋葬,火葬等)の方式に関する遺言 遺言による死後事務の依頼
遺言で定めること のできない事項		相続人の指定 寄与分を定める遺言

4 遺言能力

(1) 意義

- (2) 成年後見における「事理弁識能力を欠く常況」との関係
- (3) 成年被後見人の遺言についての特則
- (4) 遺言能力の判定基準
 - ア視点
 - イ 裁判例における遺言能力の有無に関する判定方法
 - ※ 東京地判平成16年7月7日(判タ1185号291頁)

「遺言には、遺言者が遺言事項(遺言の内容)を具体的に決定し、 その法律効果を弁識するのに必要な判断能力(意思能力)すなわち遺 言能力が必要である。遺言能力の有無は、遺言の内容、遺言者の年齢、 病状を含む心身の状況及び健康状態とその推移、発病時と遺言時との 時間的関係、遺言時と死亡時との時間的間隔、遺言時とその前後の言 動及び精神状態、日頃の遺言についての意向、遺言者と受遺者との関 係、前の遺言の有無、前の遺言を変更する動機・事情の有無等遺言者 の状況を総合的に見て、遺言の時点で遺言事項(遺言の内容)を判断 する能力があったか否かによって判定すべきである。」

- ウ 遺言能力の有無を判断する手掛かりの検討
 - ① 医学的知見
 - ② 改訂版長谷川式簡易知能評価スケール(HDS-R)
 - ③ 介護記録
 - ④ 遺言作成に同席した者の証言
 - ⑤ 親族の供述
- エ 遺言能力の有無を判断する場合における留意点
- 5 遺言の方式
 - (1) 類型
 - ア 自筆証書遺言

遺言者が、遺言書の全文、日付及び氏名を自分で書き、押印して作成する方式の遺言(民968条1項)

- イ **法務局において自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度**(法務局にお ける遺言書の保管等に関する法律)
- ウ 公正証書遺言

遺言者が遺言の内容を公証人に伝え、公証人がこれを筆記して公正証書 による遺言書を作成する方式の遺言(民969条)

(2) 自筆証書遺言と公正証書遺言の選択

自筆証書遺言 チェック項目

- ☑ 自分で遺言を書くことができる
- ☑ 遺言作成費用はなるべく抑えた い
- ☑ 遺言の様式をきちんと理解して いる
- ☑ 遺言の書き換えの可能性がある
- ☑ 氏名・住所等の変更予定がある

自筆証書遺言(保管) チェック項

- ☑ 死後、遺言の検索や情報収集が できるようにしたい
- ☑ 検認手続は面倒なのでパスした い
- ☑ 遺言書の保管を頼みたい
- ☑ 無効になるリスクを少なくした い
- ☑ 見つからない、処分されるリス クを少なくしたい
- ☑ 法務局に訪問できる体力がある

公正証書遺言 チェック項目

- ☑財産の種類が多い
- ☑ 相続人間に感情的な対立がある ため、紛争が予想される
- ☑ 信託を設定したい場合
- ☑ 相続人に対する遺産の分割方法 が複雑
- ☑ 障害を負う子に多く遺産を残し たい(信託)
- ☑ 相続人以外の第三者に贈与した い
- ☑ 公益事業に寄付したい
- ☑ 遺言を確実に執行させたい
- ☑ 内容面のアドバイスが欲しい
- ☑ 無効になるリスクを少なくした い

(3) 自筆証書遺言の作成

ア 方式

一定の方式に違反している遺言は、遺言としての効力は認められない。

イ 共同遺言の禁止

民法は、同一の遺言証書で2人以上の者が遺言をするのを禁止している(民975条)。

ウ 遺言の成立時期

自筆証書によって遺言をするには、**真実遺言が成立した日の日付**を記載しなければならないと解される(最高裁昭和51年(オ)第978号同52年4月19日第三小法廷判決・裁判集民事120号531頁参照)。

「…本件遺言が成立した日は、押印がされて本件遺言が完成した…というべきであり、本件遺言書には、同日の日付を記載しなければならなかったにもかかわらず、これと相違する日付が記載されていることになる。」

工 加除訂正(民968条2項)

自筆証書遺言に加除・訂正を行うときには、遺言者が、①その場所を指示し、②これを変更した旨を付記して、③特にこれに署名し、かつ、④変更場所に印を押さなければ効力がない。

才 検認

① 意義

遺言書の検認は、遺言の方式に関する一切の事実を調査して遺言書の 状態を確定し、その現状を明確にする手続である(後日の紛争に備えて、 偽造・変造を防止し、遺言書の原状を保全するもの)。

公正証書遺言、遺言書保管所に保管されている自筆遺言書を除くその他の方式により作成された遺言書が対象となる。

② 検認の実務上の意義

カ 自筆証書遺言を作成する場合のチェック項目

(「令和版 実践遺言作成ガイド」日本加除出版15頁引用)

チェック項目

- ☑全て自筆で書いた
- ☑日付は特定できる
- ☑署名した
- ☑複数人で署名していない(共同遺言をしていない)
- ☑押印をした
- ☑本文の作成日と日付の押印の日は同一である
 - ※作成日、日付、押印した日が異なる場合、遺言の効力が問題となる場合がある
- ☑財産目録を通帳のコピーやパソコンで作成したが、条項ごとに署名、押印を した
- ☑誤字,訂正箇所はない
- ☑誤字はあるが、加除、訂正については①その場所を指示し、②これを変更した旨を付記して③特にこれに署名し④変更場所に印を押した
- ☑財産は登記事項証明書、通帳で特定できる
- ☑財産をもれなく記載した上で「その他遺言者に属する一切の財産」等の文言 を入れた
- ☑相続人、財産を譲る人が続柄、氏名、生年月日等で特定できる
- ☑ 「相続させる | 「承継させる | 「遺贈する」の用語の使い分けをした
- ☑遺留分に配慮して, 遺留分侵害額請求等の後のトラブルを回避する分割方法 とした
- ☑工夫をした付言事項に想いを残し、後のトラブルが起きないように記載した
- ※ なお、自筆証書で作成する場合費用はかかりませんが、遺言が発見されない場合や廃棄・処分されるリスクがあります。相続開始後の義務とされている検認手続も手間がかかるため、低廉な費用(3900円)で自筆証書遺言を法務局が保管してくれるサービスが始まりました。

6 遺言の解釈

遺言は要式行為であるが、遺言は、遺言者の最終意思を確保することを目的 とするものであるから、その真意が探究されなければならない。

(設問)

自筆証書遺言に、「金融資産のうち、ゆうちょ銀行のうち500万円をBに与え、残りはCに譲る」旨の記載がある場合、遺言書をどのように解釈するべきか。

7 遺言の効力

遺言は、遺言者の死亡の時から、その効力を生じる(民985条1項)。

8 遺言の執行

(1) 意義

遺言内容を実現するために必要な事務を行うこと

(2) 遺言執行者

ア 意義

遺言を執行すべき者として指定又は選任され、遺言の内容を実現するために必要な一切の事務をとる者

イ 任務

遺言執行者は、亡き遺言者の意思を実現するために職務を行う。

10 遺留分

(1) 意義

遺留分制度とは、被相続人が有していた相続財産について、その一定割合の承継を一定の法定相続人に保障する制度である(民1042条以下)。すなわち、遺留分とは、遺留分権利者が被相続人の財産から取得すべき最低限の取り分を保障するものである。

(2) 趣旨

民法は、遺留分制度により、被相続人の財産処分の自由と相続人の保護という相対立する要請の調和を図ることとした。

(3) 遺留分制度の枠組みの変更

平成30年改正民法は、遺留分制度を大きく変更し、遺留分に関する権利行使により生ずる権利について、遺留分侵害額請求の意思表示によって、遺留分侵害額に相当する金銭の給付を目的とする金銭債権が生じるものとし(民1046条1項)、遺留分に関する権利行使につき、遺留分侵害額請求権の行使と定義した(民1046条1項、1048条)。

【基本的枠組み】

- 1 遺留分権の行使(遺留分侵害額請求の意思表示)によって、遺留分侵害額に相当する金銭の給付を目的とする金銭債権が生じる。
- 2 遺留分侵害額請求を受けた受遺者または受贈者が金銭を準備できない場合に は、受遺者等は、裁判所に対して、金銭債務の全部又は一部の支払につき相当の 期限の許与を求めることができる。

第4 被後見人が遺言、法定相続により遺産を取得する場合における後見人の職務

- 1 被後見人が遺言により遺産を取得する場合
 - (1) 遺言の効力・解釈の確定

後見人は、遺言書の方式、記載の内容から被後見人が遺産を取得できるか を確認する必要がある。

(2) 遺産の取得

後見人は、被後見人が遺言の内容のとおりに遺産を取得するようにしなく てはならない。

(3) 遺言の執行

遺言執行者が選任されている場合、後見人は遺言執行者に対し、遺言内容 を実現するため職務を遂行するよう働きかける必要がある。

(4) 被後見人の遺留分が侵害されている場合における対応

遺言の内容が被後見人の遺留分を侵害している場合は、後見人は遺留分侵 害額請求をする必要がある。

- 2 被後見人が法定相続により遺産を取得する場合
 - (1) 相続財産の調査

後見人は、被相続人の財産状況、生活状況を調査し、遺産の内容を明らかにすることが必要である。

(2) 相続の放棄と承認(民法915条)の選択

後見人は、被後見人に代わって相続を承認するか、相続を放棄するかを決める必要がある。

(設問)

共同相続人が、被後見人に対し、被相続人の相続放棄を要請してきた場合、後見 人はどうするべきか。

(3) 遺産分割協議を申し出るタイミング

共同相続人は、分割禁止の遺言、分割禁止の同意・審判がある場合を除いて、他の相続人に対して遺産の分割を申し出ることができる。

(設問)

後見人が遺産分割調停の申立てをするべき場合とはどのような場合か。

(4) 被後見人が取得する遺産の内容

後見人は、被後見人の財産状況、生活状況を検討し、被後見人が取得する 遺産の内容について配慮する必要がある。

(5) 法定相続分の確保

後見人は、原則として、被後見人がその法定相続分に相当する遺産を取得するようにする必要がある。

(設問)

相続人の一人が、遺産分割協議に当たって、後見人に対し、被後見人が被相続人から生前贈与を受けていたから、その贈与分を特別受益として考慮するべきであると主張する。後見人は、どのように対応するべきか。

(6) 被後見人の被相続人からの生活援助と特別受益

親が働くことのできない知的障害者の子に対し、扶養義務に基づいて援助 する場合には、原則として特別受益にはならないと考えるべきである。

(設問)

幼少期からの知的障害者で就労の経験がなく、月々の生活費が障害年金等の収入を上回り、資産を形成する可能性がほとんどない被後見人が、被相続人から生活援助を受け、数千万円の預貯金を有している場合、被後見人の被相続人からの生活援助を特別受益と考えるべきか否か。

(7) 金融資産の確保

被後見人の今後の生活、介護費用、施設費用を考え、金融資産をある程度確保しておくことも重要である。

(8) 居住不動産の処分についての検討

被後見人の居住不動産を処分する方向での遺産分割案には慎重に判断する

必要がある。

(設問)

後見人とその余の相続人間において、次のような事項について遺産分割協議が行われている。後見人が留意するべきことは何か。

- 1 被後見人が、その生活の本拠として現に居住している建物を単独取得するが、流動 資産はその余の相続人が取得する場合
- 2 相続人が相続分に応じて共有取得した上で共同で売却し、経費を控除した売却代金 の残金を相続分に応じて配分する場合

(9) リバースモーゲージ(リースバック)の利用

(10) 紛争が長期化する場合の対応

使途不明金や特別受益、寄与分の主張が錯綜し、解決が長期化する場合には、法定相続分に相当する額を確保するために、①金融機関との交渉(便宜払い)、②仮分割仮処分、③一部分割を求めるなど検討するべきである。

(設問)

遺産分割調停において、相続人の一人が葬儀費用や立替費用の清算を求めるため、協議が調わず、調停が長期化している。遺産には多額の預貯金があるものの、被後見人の生活費が不足している。後見人は、預貯金についてだけでも相続分に相当する額を取得したいと考えている。後見人は、被後見人の相続分に応じた払戻し請求をすることができるか。

(11) 遺産分割協議書を作成する場合の留意点

被後見人が法定相続分が確保していることを示すため、遺産の評価額・被後見人の取得額の一覧表を作成し、被後見人の取得額が基準内にあることを説明する工夫が必要である。

以上